

栃木県における森林認証制度の普及啓蒙事業

研究組織：(地域連携活動事業代表者及び事業推進協力者)

所属・職・氏名：農学部 准教授 松英 恵吾 及び

栃木県環境森林部林業振興課林業担い手担当 稲川 透

1. 事業の目的・意義

森は人類のふるさとであり、古来より森林の恩恵を受けて文明を発展させてきた。現代社会も木材の供給をはじめ、水土保全、生物多様性の保全など森の恵みを享受し続けている。この恵みを未来へ受け継いでいくためには森林を適切に管理し、それを持続させていくことが必要となる。

森林認証とは、1) 持続可能な森林管理により、健全な森づくりを保証する。2) 保証された森から得られた丸太をラベルにより管理し、認定を受けた事業者が加工製造する。3) 加工製造された製品もラベルにより管理され、消費者に確実に保証付きの木材を提供する。4) 消費者は保証付きの製品を利用することにより、結果的に健全な森づくりをサポートする。という仕組みである。この取り組みにより、荒廃した森林の再生、海外での違法伐採木材の締め出し、消費者への環境・品質の保証を実現しようとするものである。

森林認証制度は、森林管理を認定するF M認証と林産物の流通における分別表示を認証するC O C認証の2つシステムで成り立っており、適正に管理された森林から得られた木材を確実に消費者に届けることができる。世界的には森林認証制度は様々な広がりを見せており、国際的にはF S C、P E F Cの2つの認証システムが普及しており、それに加えて各国が独自の認証(日本ではS G E C)の仕組みを提供している。

日本では、2000年以降普及が始まり、2013年8月時点でF S Cが35カ所、約40万ha、1104事業者を、S G E Cが50カ所、約97万ha、311事業者を認証している。世界全体では全森林の内約1割が認証森林となっているが、日本では約5%に留まっている。加えて多くの認証森林が企業のC S R活動などの一環や広報P R活用を目的に取得し

ており実質的に流通まで含めた森林認証の利用に繋がっていないのが現状である。

栃木県では、2005年に(有)高見林業が全国の私有林では先駆けてS G E C・F M認証を取得して以降、当初よりF M認証森林とC O C認証事業者が実質的に連携し認証木材の流通を確立しており、全国に先駆けて実働・実務的な森林認証の活用実績を挙げ、国内における森林認証の優良事例として取り上げられてきた。一方、栃木県における森林認証は2013年8月時点で2617ha、7事業者がS G E C認証を、5事業者がF S C・C O C認証を、3事業者がP E F C・C O C認証を取得しているのみで全森林の1%しか認証されていない。

2007年より森林認証に実際に取り組む山林所有者、木材業関係者、建築設計・施工業者、栃木県の林業普及指導業務を担当する職員、宇都宮大学教員を構成員として栃木森林認証協議会を設立し栃木県における森林認証制度に関する様々な取り組みを実施してきた。本事業ではこれらの取り組みの成果を基盤とし、栃木県における森林認証の現況について分析し、森林認証制度の普及啓蒙活動を通して、栃木県の環境保全と地域社会の振興に寄与することを目指し活動を行った。

2. 活動内容

(1) 森林認証普及啓蒙ツールの作成

森林認証の普及には森林認証制度自体について川上(林業)、川中(林産業)、川下(住宅産業等)の関連業界に対する普及啓蒙を実施することが必要であることは当然であるが、同時に森林認証がなぜ必要なのか、その背景として森林の現況がどのような状況にあるのかについて消費者の理解を進める必要がある。しかし消費者に突然、森林認証制度そのものについて説明しても理解を得るの

は困難であり段階を追って説明することが必要である。これまでも栃木森林認証協議会においてこのような普及啓蒙の工夫の必要性が議論されており、本事業において森林認証普及啓蒙ツールとして啓蒙普及用パンフレットの作成に取り組んだ。パンフレット類については一般的に紙製のものが使用され栃木森林認証協議会で従来作成使用してきたものも紙製であった。このようなパンフレットは継続的に使用されず廃棄物となりがちであるため、今回作成したパンフレットは継続的に使用できるようクリアファイル式のもので、内容を森林認証の要点に絞り込んだものとした（写真1）。



写真1 森林認証啓蒙普及用パンフレット

(2) 森林認証検定の作成・認定

森林の現況から森林認証制度まで段階を追った理解を即するため検定問題を作成し合格者には認定証を発行する事業にも取り組んだ。検定は主に小学生を対象とした「とちぎ認森林証検定」と林業・林産業に関連する専門家を対象とする「とちぎ森林認証検定（上級編）」の2段階構成とし、検定問題、解答解説書については本学教員が監修し、内容・構成の適正化を図った。

検定問題は、我が国、栃木県における森林の割合を問う問題を導入として、身近な木材利用に関する問題、我が国の木材自給率に関する問題、森林の有する機能に関する問題により、森林に関する基本的な背景の理解を促進し、森林管理の必要性に関する問題、現在使用されている木材の問題により、森林認証の必要性の理解を促進し、最終

的に森林認証の意義、森林認証の証であるラベルを選択する問題で森林認証に関する基本的理解を進める構成とした（図1）。



図1 とちぎ森林認証検定・解答解説書

上級編に関しても基本的には同様の構成であるが、専門家向けに森林認証制度のポイントとなるFM、COC認証に関する問題、森林認証制度の普及率に関する問題、森林認証とは機能・主旨が異なっているものの業界において混同されやすいラベルを判別する問題で、より適切な制度の理解を促進する構成とした（図2）。

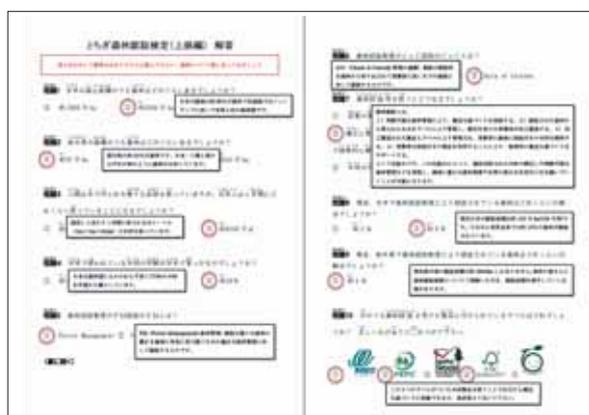


図2 とちぎ森林認証検定（上級編）・解答解説書

検定の合格者については認定証（図3）を交付することで達成感を演出すると共に森林認証に関する普及啓蒙を担う一員としての自覚を促すことでより制度への関心を高めることを目指した。



図3 とちぎ森林認証検定認定証

(3) エコもリフェア出展

2013年10月5日に栃木県子ども総合科学館において開催された栃木県主催のエコもリフェア2013にブースを出展し、森林認証検定を一般消費者ならびに業界関係者向けに実施した。ブースでは加えてパネル、認証材の展示を行った(写真2)。



写真2 エコもリフェア出展ブース

ブースではまず来場者に検定の問題を配付し、展示パネルを閲覧を推奨し解答終了後、解答用紙を提出、認証材による木製ストラップの材料を配布し参加者が作成(写真3)中に、採点し認定証を交付するという流れで運営した。



写真3 認証材木製ストラップ作成

展示したパネルは検定の設問と関連させたものを随所に配置したところ、参加者のみならず保護者など同行者も一緒になって読み込む姿が多く見られた(写真4)。



写真4 とちぎ森林認証検定解答の様子

最終的に悪天候にもかかわらず約400の認定証が発行され、一定以上の普及啓蒙効果を得ることができた。また、ブース運営についても、山林所有者、木材業関係者、建築設計・施工業者、栃木県の林業普及指導業務を担当する職員、宇都宮大学教員が分担協力して活動を行うことで連携の推進を図る効果も得られた。

(4) 森林認証管理者講習会の開催

森林認証はFM認証、COC認証のどちらにおいても認証の取得はあくまで開始点であり、その後も継続的に取り組みを進める必要がある。認証を取得済みの事業者は当然のことであるが、これから認証の取得を目指す事業者にとっても、このような持続的な取り組みについて理解を深め、具体的な方法論を共有することは有益である。

このような主旨を踏まえ、森林認証管理者講習会を(株)田村材木店で2013年12月9日に開催した(写真5)。講習会では原木の管理工程、製材工程、製品の在庫管理について現場を視察すると共に書類管理についても、原木発注書、木拾表など詳細について講習を行った。同じ理想を掲げて森林認証に関わるもの同士でもFM認証とCOC認証の相違、事業目的の相違などそれぞれの具体的な取り

組みにおいて新たな発見や知見を得ることができた。それぞれの取り組みについて情報や価値観を共有することが重要であり、継続的にこのような講習会を開催する必要性が確認された。



写真5 森林認証管理者講習会

(5) 他地域の認証グループとの合同管理者講習会

森林には地域によって地勢的、生態的、社会的な相違が存在し、その相違に留意した森林認証に関する取り組みや管理のあり方を検討し確認することが必要となる。栃木県と同様に森林認証に取り組む他地域のグループとの交流事業を開催することで地域内のみならず、より広い視点で森林認証についての知見を得ることが可能となる。

このような主旨を踏まえ、静岡市林業研究会森林認証部会と合同の森林認証管理者講習会を2014年3月12、13日に開催した。講習会ではFM認証を取得している(有)高見林業の所有山林、栃木県森連の鹿沼共販所、COC認証を取得している(有)響屋のモデルハウス、(有)田村材木店を合同で視察し、栃木県庁西別館会議室において合同会議を開催した(写真6)。視察および会議を通して、それぞれのグループの構成の違い、これまでの取り組みの特徴、森林認証制度を取り巻く現況について確認、共有した。また、今後の取り組みとして継続的に合同講習会を開催すること、中央(林野庁や認証機関)に対して共同して、改善点、取り組みのサポートなど要望をボトムアップしていくことを確認した。



写真6 栃木県庁での合同会議

(6) 農学部附属船生演習林でのFM認証試行

本学農学部附属演習林は林学・森林科学に関する実習教育を行うとともに、学術研究に資し、かねて林業の改善発達に貢献することを使命として設置されており、なかでも船生演習林は全国でも唯一直営生産にこだわり、林業における施業技術、管理技術の開発・継承を実践している。演習林においても森林認証に取り組むことは地域林業の模範森林としても必要なことで、認証取得に関連して管理の仕組みを整理し公開することで、栃木県におけるFM認証の拡大、推進に貢献することができる。

本事業において船生演習林を対象にFM認証に関する評価試行を実施し、将来の認証取得に向けた取り組みを実施した。評価試行に際しては、国際的な持続可能な森林管理基準であるモントリオール・プロセスを念頭に、基準・指標に対する現状の管理基準との対応を照合・確認し、懸念点となり得る項目の抽出、対応について検討した。

船生演習林では60年間にわたり経営計画を編成しそれに基づく管理が実施されており、持続的森林経営に関する項目については特に懸念される問題は確認されなかった。ただし、地域森林計画、市町村整備計画など公的計画との整合性については演習林が大学の法人化に伴い国有林扱いから民有林扱いに移管された経緯から、計画期間の不一致、林小班区画が従来の独自計画と公的計画で異なる名称となっていることについて整理が必要で

あることが確認された。また、森林経営計画の認定については演習林の試験研究林としての特異性と法文上の施業要件との両立について整理が必要である。

森林認証については経営的側面だけでなく、環境・生態的な持続的管理が求められるが、演習林では人工林のみならず植物全般のフロラ調査、野生動物のモニタリングが定期的に実施され、希少種のリストアップも行われている。昆虫層についても卒業論文等でモニタリングが実施されており要件を満たすと考えられる。また、適宜保護林・見本林・溪畔林が設定されており、専攻する認証林で懸念点として指摘されることが多い点については十分対応している。

今後は特に演習林の特異性にかかわらず、一般民有林においても、管理の参考になるようなマニュアルの作成、指導など成果のフィードバックが求められる。また、これらの取り組みは森林科学における総合的な知識・技術に基づく対応力が求められるもので、演習林や地域の森林の認証取得に学部生・院生がPBLとして実践的に取り組むことで教育への波及効果も期待できる。

3. 事業の成果

本事業では前述したように栃木県における森林認証制度の普及・啓蒙活動を事業期間を通して様々な形で実践した。結果、多少なりとも消費者、山林所有者、木材業関係者、建築関連業者の森林認証制度に関する理解が推進された。また、森林認証については一般的にマーケティング・プレミアムを中心に議論されることが多いが、認証に取り組むことで当事者側のラーニングやシグナリングに関する効果が付加されることの意義を認識することができた。

栃木県においては「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」において「循環の森」、「環境の森」、「恵みの森」の育成を目標に掲げ関連政策の推進に取り組んでいるが、3つの「森」に共通する目標として平成27年度までの森林認証取得

面積の増加について数値目標を掲げて公表している。このような県の目標に対して大学が連携して取り組むことで、大学側も教育・研究面にフィードバック効果が高い成果を得ることができた。このような相互効果こそ地域連携活動事業のあるべき姿といえる。今後も今回の成果を基盤にこのようなプロジェクト事業の採択の有無を問わず、栃木県における森林認証制度の普及を推進し、持続可能な森林管理を広め栃木県の環境保全と地域社会の振興に寄与することを目指して連携活動を継続していきたい。